

第62回琵琶湖レジャー利用適正化審議会【議事録】

■日時：令和8年3月27日（金）10時～12時

■場所：滋賀県庁東館7階大会議室

■出席委員：磯崎委員、入谷委員、岩城委員、岩嵯委員、植田委員、宇尾委員、大口委員、川村委員、善当委員、田中委員、田辺委員、野村委員、深町委員（会長）

【出席13名、欠席2名】

■会議次第

1 開会

2 議事

（1）琵琶湖レジャー利用適正化基本計画の進捗状況等について

（2）県民政策コメントの結果および琵琶湖レジャー利用適正化基本計画（改定版）について

（3）（仮称）琵琶湖レジャーデジタル協力金（令和8年度から）について

（4）その他

3 閉会

■議事内容

【議事2（1）：琵琶湖レジャー利用適正化基本計画の進捗状況等について】

（委員）チャンネルキャットフィッシュに関してですが、最後4ページに書いている折れ線グラフ、令和7年度瀬田川上流洗堰より上流で一気に400匹ぐらい捕れているということでしょうか。何かすごく爆発的に増えた感がこのグラフを見ていると思うのですが、状況的に非常に危機的な感じなのかなと。

前回のこの会議の中でご説明いただいたと思いますが、先行事例としての霞ヶ浦ではブルーギルやブラックバスを押しつけてチャンネルキャットフィッシュが外来種のメインとなっていると、それぐらい繁殖力の強い生き物がこういう形で一気に来たっていうのはすごく危機感持つのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

(事務局) この採捕尾数の推移については、水産課のほうに後ほど説明のため、マイクを回させていただきたいと思いますが、チャンネルキャットフィッシュに対する対策については、まず釣り人の方にこういう魚がいるということを、普及啓発し、多くの方に知っていただくことから進めていきたいと思っております。

水産課では京都府とも連携して駆除調査をしているので、その状況を適宜、審議会で報告させていただき、必要な施策について検討していきたいと思っております。

(事務局) 水産課です。チャンネルキャットフィッシュの採捕状況ですが、瀬田川洗堰上流で408尾採捕されています。例年は、9月頃から捕れてくるのですが、6月から捕れてきたため、急遽、年間40回から、90回まで駆除を増やしました。その結果、例年捕れている9月以降は捕れる量も減り、そこに住んでいる魚は結構捕れたかなと考えています。しかしながら、冬場になるとチャンネルキャットフィッシュ自体が捕れなくなるので、この4月以降どのような捕れ具合をするか、また駆除の努力量を増やしていくかは、検討しているところです。

(委員) ありがとうございます。今のご説明の中の捕獲回数。これは、例年に何回ぐらいで、今回は何回ぐらいになったのでしょうか。

(事務局) 例年ですと40回ぐらい。今年については90回まで増やしたというところで、す。

(委員) 分かりました。ありがとうございます。

(委員) 外来魚の駆除量の件ですが、このグラフで駆除量がどんどん減っているのは分かりますが、地域的なばらつきがあるのかというところがちょっと気になります。

(事務局) 地域的な量の変化は統計をとっていないのですが、回収ボックスごとに集計はしており、彦根の旧港湾や新港では釣りを盛んにされています。12月の冬場でも多くの方が来られているとお聞きしております。

また、釣り名人事業で大津港近くにて習慣的に釣りをされている方からは全くいないというご連絡もいただいており、大津はかなり減っているのかというような印象を受けております。

(委員) チャンネルキャットフィッシュのことでもう少しお伺いしたい事が2点あります。1点は先ほど40回の採捕の回数を90回に増やされたということで、その1回ごとの採捕数っていうのがざっとどれぐらいか、1回ずつの採捕数もかなり多かったのかを聞きたいのと、もう一点は瀬田川上流の洗堰上流が具体的にどのあたりか教えていただけません

か。

(事務局) 1回あたりはえ縄で300針入れています。水産試験場で統計を取っていただき、100針あたりどれくらい捕れているかという率を出しているのですが、一番ピークの7月下旬あたりで、100針あたり8尾ぐらいです。例年でしたら100針あたり1尾ぐらいです。9月以降は大体100針あたり1尾からゼロぐらいまで抑えられています。あと、具体的な場所としては洗堰と京滋バイパスの間というところが一番多くなっています。京滋バイパスより上流部分、ここも週1回モニタリング的に調査をやっているのですが、京滋バイパスより上流というのはあまり捕れていないという状況です。

(会長) 3人の方からご質問やご意見があったのですが、調査法が変わったから採捕数が上がったという回答でよかったのでしょうか。

(事務局) 捕れている個体が小型のものがメインになっています。恐らく、去年生まれか一昨年生まれです。令和6年の全開放流のときに上がってきた親魚が、そこで産卵して増えたものが今年度捕れたと考えています。

洗堰上流に関しては、今後も駆除努力を続け、繁殖を成功させないよう駆除努力を増やしていきます。

ただ一方で、洗堰より下のところで親魚がたくさんいますので、それをいかに上流に移動させないかの課題もあります。実は天ヶ瀬ダムでも京都府と共同で今年度調査を行いました。そこを滋賀県で駆除をするというわけにもいかないので、今年度についてもいかに親魚を上流のほうに移動させないかという調査を今年度予定しています。

(会長) ありがとうございます。よく状況が分かりました。

委員のご研究されている情報で、もし皆さんにお伝えいただけるものがあればと思いますがいかがでしょうか。

(委員) 今ちょうど、おっしゃられた時期にDNA検出した結果、かなり検出されました。全開放流の後ぐらいに。ただ、大型個体が捕れてきたっていう情報がなかったので、実験が間違っていたのかなと思いましたが、小さな個体があったのかもしれないということです。網にかからなかったから分からなかったというところが分かりました。

(委員) チャンネルキャットフィッシュですが、生態的に北湖で繁殖するような脅威はありますでしょうか。

(事務局) 霞ヶ浦の事例から考えますと、割と浅いところで繁殖すると思われます。大体水深10メートルまでのところ。北湖でも浅いところでは繁殖する可能性があります。

(委員) 南湖の内湖等の住みやすそうな場所で調査がされているのかお聞きしたいです。

(事務局) チャネルキャットフィッシュを目的にした調査は北湖ではやっていないのですが、内湖、例えば曾根沼や西の湖は水産試験場で調査を行っていますが、そういった調査の中ではチャネルキャットフィッシュは捕れていないです。

また、漁業者の方々が通常漁労をやっている中でチャネルキャットフィッシュが捕れた場合、水産試験場に連絡するようお願いをしており、現状は報告がないので、そこまで広がっていないと考えているところです。

(委員) 資料2-1、最初の3行。レジャー条例における外来魚の対象はこれですと書いているのですが、このようにして言い切ることは必要というか、この資料が外に出た場合、今このように議論しているものはどういう扱いかわからないです。教えてください。

(事務局) 資料2-1の先頭の文章ですが、レジャー条例で規定する対象種の3種を挙げております。チャネルキャットフィッシュは、条例上規定はしておりませんので、一般の方に誤解のないように説明をさせていただきます。

(委員) 内湖という話がありましたが、2年、3年調査をしていますが、内湖にチャネルキャットフィッシュの進入は一度も見られていないので、おそらく内湖が好きではないのだろうと考えています。泥質が多いところには、チャネルキャットフィッシュが入りたがらないようです。

【議事2(2)：県民政策コメントの結果および琵琶湖レジャー利用適正化基本計画(改定版)について】

(会長) たくさんの意見をいただき、大変参考になるような視点が改めて分かって、それに対応いただいたコメントというのも丁寧に記載されていますが、いかがでしょうか。

(会長) ワカサギの件ですが、私が住んでいるところの近くもたくさんワカサギがやってきて、近所の方も困っておられます。なぜワカサギがそんなに増えているのか、県の把握なり見解はどんな感じでしょうか。

(事務局) 水産課からお答えします。ワカサギが増えているかの資源量は調べてはいないのですが、ワカサギすくいが話題になっているのは、恐らく令和2年ぐらいにユーチューブに上がったことがきっかけで、それで一気に広まったようです。

(会長) もともと湖岸に大量に来る状況はあったということでしょうか。

(事務局) もともとそのような生態があります。湖岸や川に上って産卵ということが結構

あります。以前は知内川で1月、2月頃に夜に捕りに来る人がいたのですが、それが大きく広がったというところが原因かと考えています。

(委員) 私はもう六、七年ぐらい前からずっと毎年ワカサギ捕りに行っており、人の増える動向をすごく感じます。志賀駅や比良の無料で駐車できるところがロータリー化してしまって駐車スペースが減ってしまったことが、苦情の要因なのか思っています。来る方は止められないと思うので、コインパーキングや駐車場整備をするなど受入れ側の問題もあるのかなと思います。

(会長) 何か具体的な対応策としては、注意喚起とか見回りとかでしょうか。

(事務局) 新聞記事や報道で取り上げられた際に、夜に現地確認に行きまして、県外のナンバーの方が多く来られていることを確認しております。現状はホームページで注意喚起をしております。今後の対応は特段考えてはおりませんが、SNS等で注意喚起ができればなと思っております。

本県にも県民の方から1件苦情をいただいております。自治会の土地に勝手に車を止められ、迷惑していることや、車幅が狭い場所に駐車され、住民の方が往来できないといったことをお伺いしております。引き続き情報収集をしたいと思っております。

(委員) ワカサギが捕れることはすごく滋賀県にとって貴重な財産だと思っていて、観光と連携させると良いアピールになると考えました。先ほど委員が言われたように環境整備はすごく大事で、そういうところをしっかりとしていけば、滋賀県のアピール+ワカサギ釣りを皆さんに周知できるっていうところで何か取り組めないかなと話を聞いて思いました。

(委員) 資料3のパブコメの資料のヘッドページを見ていたのですが、項目として出ている内容としてはプレジャーボート航行の規制、それから外来魚のリリース禁止へ向けて、ここに対してのアテンションが非常に高いなど。

今回の対応の中でいろいろ取組をしていただくことはよく理解いたしました。これらの対応については、向こうまた5年間の中でこういう審議会等を通じていろいろ検討されるということですが、昨今のこの観光ブームや、来年度行われるワールドマスターズゲーム滋賀会場に対しての海外からの来客、そういったことを踏まえると、このプレジャーボートへの対応に対しての苦情窓口について、週末対応は全くないということに対してまた5年かけて対応を検討するというのも、いかがなものかと思っております。喫緊の課題については、前倒しで早急な対応を取るようなことを、ぜひ検討していただくということが望ま

いのではないかというふうに思いました。

(事務局) ありがとうございます。おっしゃるとおりでして、苦情の体制等、喫緊の課題について5年間かける予定はありません。すぐやらなければいけないことはたくさんあると思いますので、早急に取組を進めていきたいなと思っております。

我々として考えているのは航行規制水域の考え方等については様々な方々のご意見を伺い、議論していきたいと思っています。

(委員) プレジャーボートの航行規制水域の徹底ということで、イメージで良いのですがプレジャーボートの中で問題行動が多い、苦情が多い比率は水上バイクとそれ以外のモーターボートでどのぐらい分かれるかを知りたいです。

(事務局) ありがとうございます。今年度、停止命令といわれる行政処分、34件実施しましたが、対象は全てが水上バイクです。これまでについても、こういった処分を受けているのは水上バイクです。

(委員) 皆さんから意見が寄せられている中で、騒音の件が多いなと感じました。今の水上オートバイは改造をしなければそれなりに静かなものが主流です。ごく一部の改造艇や違反している方がそのトラブルの元で、皆さんに迷惑をかけていると思っています。この基本計画の1ページ目の大きく載っている琵琶湖ルールの5つのルールが挙げられていると思いますが、ここの大きなところに騒音の件、改造艇は禁止ですと大きく掲げてはいかがかなと思いますが、いかがでしょうか。また、改定は5年後になるのでしょうか。

(事務局) ご意見ありがとうございます。5つの琵琶湖ルールの見直しについては、考えてはいませんでしたが、委員のおっしゃられるとおりで、一部の方のそういった改造の水上バイクというところがそういった騒音の原因になっていると思われるため、関係機関と取締りができないか模索中です。

琵琶湖ルールの見直しについてですが、琵琶湖ルールブックを広報啓発に使用しており、ルールブックの内容を精査する必要があるかと思っています。その点についても次年度以降ルールブックを改定する中で、取り組んでいきたいなと思っております

(会長) 言っていただいたように、分かりやすいところに改造は違反ですよということをしっかりと周知していくような機会を増やしていただくといいかなと思いました。

【議事2(3)：(仮称)琵琶湖レジャーデジタル協力金(令和8年度から)について】

(委員) 資料5留意点と反対意見について、意見させていただきたいのですが、琵琶湖の

魚を増やす取組、増殖事業などというメニューは反対する。先ほど権利が発生するという
ことをおっしゃられていましたが、その権利とはどういうものかというのと、僕的には琵琶湖に魚が多くいることが自然豊かな証拠であると思っていますので、それに対して増殖
事業に反対というのは何か違和感があるかなと思っています。

(委員) 滋賀県漁連としましては、この協力金の事業を否定するものではないのですが、
増殖事業に関わるメニューは省いていただきたいという総意です。理由は、募金された方
が漁業者と同じような権利を主張されると可能性があるからです。年間、漁業被害で困っ
ている件数が結構あります。その中で、もっと被害が大きくなることを懸念しまして、滋
賀県漁連としてはこの増殖事業は削除してもらいたいという理由です。

(会長) 漁業権利というのは漁業権ということでしょうか。

(事務局) 水産課です。恐らくピワマス関係だと思います。海区委員会というところで、
ピワマスの遊漁の承認制度っていうのをやっています。その中でも遊漁者から料金を取る
ことを検討する意見があったのですが、ピワマスの遊漁制度は承認の枠があります。今年
は約1,170件の承認枠があります。例えば増殖費用として協力金をいただくと、遊漁
者としても増殖費用を出しているから枠を広げてもらいたいという、主張が出てくるとい
うおそれがあるとの漁連の判断でよいですか。

(委員) そういうことです。バス釣りをしている方でも漁具に釣針を引っかけたり、それ
で漁師が怪我をしたり、漁場でマス釣りの方と刺し網の方とがトラブルになったり、漁具
を損傷されたりと様々な苦情が滋賀県漁連には来ています。募金することによって、権利
を主張されるというようなことにつながっていくことを懸念しています。

(委員) いろんな方がおられるので、何となく分かります。ただ、漁連さんにとっても、
滋賀県さんにとっても、魚が増えるということは、全員にプラスがあるというか、メリッ
トがあると思いますので、そこら辺はどうお考えであるのかと、滋賀県も人口減少がやっ
てまいりましたので、これから魚の増殖活動事業について予算が多くつくとは考えられな
いので、魚を増やすということを考えたときにどうされていくのかというのは何か具体的
なアイデアや意見をお持ちでしょうか。なければ僕はこの事業というのは、皆さん協力的
にお金を集めて増やせることにつながられると考えております。

(委員) 今の琵琶湖の魚の増殖については、県としても漁連としても人工河川や、ピワマ
スの人工ふ化、増殖には毎年取り組んでいます。しかしながら、琵琶湖の餌不足等でせっ
かく増殖事業をしても琵琶湖の中では上手くいかない。

瀬戸内海とか伊勢湾でも話題になっていますけど、栄養が少ないと。温暖化も大きな原因で、人間の生活の向上によって、様々なものが琵琶湖に流れて出ていますので、様々な要因でうまく魚が育たないという今現状です。

根本的に琵琶湖の水質、生態系に配慮した水質管理を県にも行っていただきたいと思えますし、そういう根本的なところを改善していかないといけないと思います。増殖や放流は必要ですけど、費用対効果の面でなかなか水質が改善されないとそういう魚が増えてこない。もちろん漁業者は豊かな琵琶湖で、魚がいっぱいいる琵琶湖に戻ってきたいというのは常に思っていますけど、なかなかいろんな面で難しい。

(会長) ありがとうございます。岩寄委員がおっしゃったことはみんなが目指すゴールだと思います。アユや在来魚の課題に対する取組や水質改善、生態系の保全はまさに目指しているゴールにとってとっても大事なことですけど、いろんな事情とか、様々な方がいらっしゃるといって、あまり直接的な表現は避けようと思いますが、いかがでしょうか。

(委員) 漁師さんや我々にとって魚が増えるということが良いことだという意見で一致している認識で大丈夫ですか。

(会長) そのとおりです。

(委員) ありがとうございます。分かりました。

(委員) この新しいデジタル協力金ですが、対象は任意の募金なので、どれくらいの印額が集まると想定されていますでしょうか。

(事務局) 年間370万円程度の歳入を見込んでいます。ただ、事業1年目ですのでそこまでいくかというところは、まだ不確かではありますが、それを目指してそれ以上になるように県としては広報していきたいなと思っております。

(委員) この使途に関しては、新しくつくり出すのではなくて、こういった活動をされている団体への助成や、実際に活動している団体とかに使っていただくのが一番確実なのかなと思います。歳入確保というところでは、ふるさと納税で返礼なしのところでは、こういった費用にも充てられるという選択肢があると、もともと滋賀にいて県外に行かれた方とか、琵琶湖で遊んでいる方っていうのも、そういった部分で協力できるというところで歳入確保という、かなり資金が集まるのかなという気がしていますので、ふるさと納税も一つの案としてご意見させていただきたいと思えます。

(事務局) ありがとうございます。最初にご意見いただいた助成金のほうの話ですが、

まずは県の事業に充てるというところからスタートしていきたいなと思っています。ただ、将来的にこの事業が大きな広がりを見せた場合、そういったところも検討の余地はあるのかなとご意見いただいて思いました。

もう一点、ふるさと納税については既に、「滋賀応援寄附」という制度があります。その中に琵琶湖の環境に使ってくださいというふうなメニューが実際あり、我々もそこから頂いたお金で事業をしているところもあります。

(委員) ちなみにそちらにはどれくらいの金額が大体集まるのでしょうか。

(事務局) 2,000万円程度集まっているとお伺いしています。

(事務局) 今、2,000万円と申し上げたのは、琵琶湖の保全に関するメニューが大きくありまして、その中に水草や外来魚のリリース禁止事業等のメニューがあり、2,000万を分配して、外来魚のリリース禁止の啓発事業にも充てております。

(委員) 私も数字の件を確認したいのですけれども、新事業を立ち上げられるというのは、何かお金が基本的に足りない、不足しているという背景があるということでしょうか。

(事務局) この事業をするに当たっての目的の一つとして歳入確保というところもあります。例えば、このレジャーの対策に要する経費としてブイの維持管理が必要になりますが、安全性上からはもっと細かく距離を詰めて置いていく必要があると指導をいただいています。その理想の形になるにはまだまだ全然足りてないというのが正直なところですが、もっととんとんとんとん増やしていかないといけない状況ではあります。もちろん県の予算がありますので、予算内でできる分は増設していますが、理想の形に向かってもっと早く達成できるよう追加でできる財源があればしていきたいと思っています。

(委員) ありがとうございます。今のお話に関連してなんですが、イメージとしてはブイをプレジャーボートの関係で増やさないといけないということですが、想定されている370万円が集まった場合、幾つぐらいブイを増やせそうでしょうか。

もう一つだけ、これは何か私の感想に近いものですが、留意点、反対意見として調査研究費などは実感が湧かないからやめておこうというふうに書いておられるのですが、目的がブイの増加みたいにははっきりされているようなので、強く言うわけじゃないんですけども、琵琶湖への対策は、基本的な基礎研究といいますか、調査研究というのがすごく大事なとすごく実感しています。水産課の皆さんや水試の皆さん等の調査があつて初めてこの状況というのを科学的に判明する、それがあつて初めてどれくらい水草を取った

らいいとか、どういう対策を取ったら効果的なのかが分かるわけで、その部分を何かこういう意見があったからといって、別に遠慮まではしなくてもいいのではないかなと率直に感じました。

(事務局) ありがとうございます。おっしゃるとおりと思います。

ここにあげているのは関係団体の皆様いただいた意見で、成果が目に見えて分かりやすいほうがいいよねという意見をいただいたので、それを踏まえてやっていきたいと思っています。しかしながら、寄附をいただける方の思いと県の課題が結びつくところを今後も探っていきたいですし、県のほうからもこういうのが課題なのでこれにお願いしますということを、提示する良い機会にもなると思います

(委員) 調査研究費が遠過ぎて実感が湧かないは、正直僕も感じております。ふだんから仕事柄、直接お客様からお金をいただくという仕事をしているんですけど、お客様からお金をいただく行為は物すごく難しいし、簡単じゃないというのを何十年も感じています。その中で、寄附の用途をあまりぼやかさないほうがいいというか、抽象化し過ぎるとバランスは全体的に取れるのですが、寄附をしたいという思いに刺さらないような気がします。そういうところも踏まえて文言を考えていただきたいなと思います。

(会長) ありがとうございます。いろいろご意見を踏まえながら、ぜひここで、文言の書き方とかも大事だと思いますので検討してください。

(事務局) できるだけ多くの方にご理解いただけるよう、バランスも考えていきたいと思っています。また個別にも、いろんなご意見をいただければと思っています。

(事務局) 先ほどの委員からの質問ですけれども、ブイが1基30万円程度で設置できますので、例えばそれに370万全て当てると、11~12個増設できることになります。

(委員) 11~12個あれば、はどれくらいの距離をカバーできますか。

(事務局) 航行規制水域全体で68.3kmあります。200メートル間隔での設置を目標としていますので、340程度必要になります。現状ブイは150個しか設置されていないので、それでもまだまだ足りない状況です。仮に11個設置できた場合は、約2km程度カバーできます。

(委員) 貴重な数字をいただいたので確認したいのですが、航行規制区域の総距離はいくらとおっしゃいましたか。

(事務局) 正確な数字が、資料2の1ページ目に記載されています。68.3kmが正しい数字です。

(委員) ありがとうございます。すみません、後で見てください。

(委員) この協力金ですが、今時代の流れだと思うのですが、コンビニとかに募金箱があるともっと入れやすいと思います。そうすると高齢の方とかそういった方も入れやすいなと思うのですが、そういうアナログ的なご意見はありましたでしょうか。

(事務局) もともとは本当のアナログの募金箱の発想も過去からはあったのですが、それを設置して回収に行かないといけない。入っているかどうか分からないところに人手をかけるっていうと、採算が取れなかったら全く意味がないので、そういう課題があった中で、このキャッシュレスの仕組みというのが今回有効に使えるんじゃないかということで、今回の取組になっています。

(委員) これあくまでも募金される方に使途を選択してもらう方針ですか。

(事務局) はい。選択式のほうがよいのではないかという意見をいただいているので、事務局としてもそのほうが寄附される方の思いにかなう選択肢が増えるのではないかと考えています。

(委員) 何かひとまとめにして「琵琶湖のことで使わせてもらう」とか、こういうような文言でまとめたほうがいいのではと思いますが。

(事務局) こうしないといけないという決まりはないので、そういうやり方もできますし、一方で具体的なほうがとか、選択できるほうがいいよねという両方の意見も両方バランスというか踏まえて検討していきたいと思います。

(会長) 事業名称はいつ決定するのですか。

(事務局) 名前についてもいろいろ伺っている中で、キャッチーな名前のほうがいいよねと。そのままの、この名前ではちょっと違うよねというような意見はいただいていますので、夏までには発表したいと思っています。

(会長) 8月ぐらいまでには決めるということですか。8年度って書いてあるんですけど。

(事務局) 検討とか取り組んでいくというのは、8年度の最初からしますけれども、事業開始は夏を目指しています。今から準備もしていかないといけないので。

(委員) 寄附したい人がどんな感情かを調べました。1番目にヘルパーズハイというのが出てきました。役に立ててうれしいという純粋な高揚感と書かれているので、この心理を狙っていけばいいのではないかと思いますので、そこら辺を酌み取って文言なり、枠組みを組み立てていけばうまくいくのではないかなと思いました。

いいアイデアだと思うので、お金もいっぱい集めたいですし、それを将来的に長い期間、サステナブルに琵琶湖のことに使えたらなと思います

(事務局) ありがとうございます。そういう行動の動機、最近はナッジ理論と呼ばれるものについて庁内でも研修等あるので、そういうのも踏まえたいと思いますし、先ほどのページをまた後で教えていただければと思います。

(事務局) 寄附そのものはもちろん、事業として取り組むので、寄附をされる時、検討される時に、琵琶湖のことをちょっとでも考えていただくことも非常に重要なと思います。それがまた次の寄附につながるということもあろうかと思いますので、その辺も含めて、しっかり制度をつくっていきなりたいと思います。

【議事2(4)：その他】

(委員) 資料の3の16ページのナンバー40に、パブリックコメントで騒音の事象が土日に集中しており、県に電話してもつながらない。それで諦めて通報しているような方が多いということですので、県の考え方としては取締りを土日に行っている。その一方で、ご指摘のとおり土日、祝日に苦情連絡を受け取る体制にないことについては真摯に受け止めてさせていただきます。こういうことでご回答というか考えを述べられているのですが、新年度において、これを受けて何か取組というか新たなことを考えておられたら教えてください。

(事務局) ありがとうございます。まだ検討中ですので詳細にはお伝えできませんが、他府県でも類似事例があります。例えば不法投棄の通報システム等です。最新のデジタル技術を使って何かできないのかを担当として研究しているところでございます。

(委員) チャネルキャットフィッシュが増えたことに対して駆除圧をかけて、何とか広がらないように努力されているということを見て、ぎりぎりの対応されているのだろうと思いました。今いるチャネルキャットフィッシュはもともと琵琶湖にいた魚ではない。それが入ってきたときにはぎりぎりの対応をしなければ、なかなか阻止しにくいという状況の中で、琵琶湖を戻す会で2月にシンポジウムをやっています。その中の報告で、他府県の例で、ため池の池干しをしています。外来魚を全部捕ってしまって、そこに石灰まいて真っさらにしてしまう池干しをしても次の年なぜかブラックバスがいるという報告が毎年のように上がってきています。これは放流が原因です。外来生物法で禁止されている行為が横行していることを思うと、リリース禁止は大分浸透していると思うので、それと同

等に外来生物法のことをもっと知らせていくようなことをしてもらったほうがいいのかなと思います。一番怖いのが放流だと思います。これだけチャンネルキャットフィッシュを止めておられても、どこかの池とか別のところに放流されてしまうとこれまでの対策の意味がなくなってしまうので、啓蒙ぐらいのことしかできないのかもですが、取り組んでもらえたらなと思います。

(事務局) チャンネルキャットフィッシュに関しての啓発につきましては、先ほど琵琶湖ルールの見直しなどのご意見があった際に、ルールブックという広報資料を見直すという説明があったと思います。現状チャンネルキャットフィッシュは載せていないので、監視活動ですとか啓発活動の中で現地に行って皆さんとお話しさせていただくことがご理解いただける今のツールとしては一番大きいのですが、ルールブックのほうでも外来生物法について記載はさせていただき、現状に見合った広報の内容にブラッシュアップしていきたいと思います。

(委員) 非常に素晴らしい制度ですので、大賛成ですが、どれだけ浸透できるかが非常に大事だと思います。ふるさと納税と違うところが何かなと思ったのですが、これは現場に来られた方が見て感じて、「あっ、募金しよう」と、「琵琶湖って素晴らしい」「美しい」というのがこの協力金制度の非常に大きな強みではないかなと思います。であれば来ていただいた人に分かるような、それは日本人だけでなく、多言語で表示していただくというのは非常に間口を広めるために重要なことだと思いますし、旅行客の方ってというのはそういうことに対して非常に環境の意識が高いですから、ぜひそういったことをしていただいたらどうかというのが一つ目です。

それと、あとは目につくところがつかみの部分になりますけれども、観光案内図や皆さんが多く見られる、行かれるようなところに設置するなり、その地図にそのまま貼り付けても多分できると思いますので、そういう運用もどうかと思います。特にこういう現場での対応になりますと県はもとより市町の皆さんと連携する中で、間口を広げることでよりたくさんの方に理解していただく、広めていただく、そういったことが期待できるのではないかとご提案申し上げます。

(事務局) 2点ともおっしゃっていただいたとおりかと思います。1点目の違いということですが、ふるさと納税のほうは県のホームページにいつでもあって、例えば家にいてそれを見て寄附したいなと思うようなシチュエーションというのが考えられますが、このデジタル募金箱は、その現場にあって現場ですということは、琵琶湖のことを

思っていたいたり、訪れていただいたりしたときにすぐにできるというところに強みと
いうのがあると思いますので、いろんなところに置かせていただきたいですし、あるいは
こういうのがあるよというのをその場その場で紹介いただけるようなご協力とかも得てい
きたいというふうに考えています。

(委員) あと関連して質問ですけども、ちなみにこの制度は寄附控除の対象になるんでし
ょうか。

(事務局) サービスの仕様上は寄附控除の対象になりません。不特定の寄附、本当に募金
箱ということですのでというふうに聞いています。

(委員) 最後にすみません、貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。2枚
資料をお配りしています。先週19日に私どもが主催しているインターナショナルポートシ
ョーがあり、そのときに配ったものと、プレスリリースをしたものです。PWCの安全か
つルールを守った航行してもらうために作っているマップです。スマホがありましたらQ
Rコードを読んでいただくのが一番分かりやすいのですが、スマホで読んでいただくとグ
ーグルマップが表示されます。グーグルマップに法令とか条例、地元の自主規制とかそう
いう情報を全部表示しております。デジタルなものですので紙じゃないので、リアルタイ
ムで、例えば期間限定の海水浴場とか、進入禁止の場所とかいうのもリアルタイムで表示
することができるというマップになっております。

琵琶湖については4月中の完成を目指しております。今見ていただいてやつはまだ途中
のものという認識でいただければと思います。進入禁止のエリアに5って書いてあるのは
最徐行で5キロ。ノットじゃなくてキロで表示しています。徐行は8キロ。これは業界の
自主規制がそういうふうにしておりますので、8キロ、5キロ。海上保安庁さんもPWC
については、徐行はこれということで設定してもらっております。

ですので、今のところこちらで私どもが規制しているものと、例えば琵琶湖の条例のも
のと合わないところとかが出てくるときは、私どもとしては厳しいほうを採用するという
ふうにはしています。

しばらく琵琶湖に来ていなかったけど、来てみたら、「ここ航行禁止になっている」と
か、何かあるぞとかいうのが分かります。ですから、前の日ぐらいにここを走るぞという計
画を立ててもらって、当日もう一回見たら、ここ大丈夫だなとか、大丈夫じゃないなとい
うのが分かるというようなマップです。

24年8月に東京湾といろいろ問題が大きかった兵庫県で運用開始していて、ちなみに東

京湾だと1年半で7万7,000件ぐらいのアクセスがあって、兵庫県だと2万8,000件ぐらいのアクセスをいただいています。それ以降、西伊豆、猪苗代、神奈川というふうを増やしてきている。去年、その3つを増やしましたが、今年まず初めにこちらの琵琶湖エリアと十和田湖エリアを導入するという動きで進めているというものです。ですから、いろんな情報等はこちらに書いてあるところに挙げていただくと、吟味して必要なものは掲載していくことができますので、ぜひこちらをPRしていただけて活用していただければなと思っております。

将来的には、ヤマハ発動機はもう導入しているのですが、PWCにJM-Safetyというシステムを組み込んでいるので、走っていて航行禁止エリアに行くとブザーが鳴り画面で知らせるといようなシステムが導入されています。

それ以降は、カワサキモーターズさんとか、Sea-DoのBRPジャパンさんとかも独自のそういうシステムを盛り込んでいって、ルールを遵守し、事故をなくしたいということで業界を挙げて取り組んでおりますので、ご意見等ありましたら、また言っていただけたらと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(委員) 大変いい地図だと思って、審議会前から開けて見ていたのですが、このアプリのシステム代って結構かかるものでしょうか。

(委員) 先ほど申し上げた3社が全部負担をしています。メンテナンス費用がかなりかかります。私どもが中心に集めて委託してつくったという形です。

(委員) 費用をお聞きすることは可能ですか。

(委員) 最初の年は4桁。それ以降は3桁です。初年度はよく分からない中で進めていたので大分お金がかかってはいます。それ以降は大分慣れてきたので、ランニングコストも大分低くはなっていますけれども、投資しています。

(事務局) 貴重な情報ありがとうございます。我々もこのシステムを普及させていきたいなと思っています。例えば我々のパンフレットとかそういうところに載せることがもし可能なら提供いただきたいなと考えた次第です。

(委員) 最終段階になりましたらご案内をさせていただいて、PRいただければと思います。

(事務局) レジャー条例の情報提供も惜しまず出していきたいと思えます。

(会長) 今日たくさんの意見、あるいはこれからに向かって大事な提案等もいただきましてありがとうございます。積み重ねた審議の結果、これからの5年間を見据えたレジ

ャー計画も完成しました。いろんな方の意見も具体的に聞いた中で、さらにいい方向に向かっているのではないかと考えています。

県のほうは、ぜひ県の大事な政策の中心というか目玉を揉んでいただいて、できるだけ早くいい仕組みになるように、5年間という期間ではあるんですけども、いいことはどんどん先にやっていくというような形で取り組んでいただければと思います。